

原告竹島一心意見陳述メモ

第一審で意見陳述を行ってから、約2年が経ちました。

当時の私は17歳でした。学校の校則の見直し活動やユースカウンスルへの参加を通じて、「若者も社会について意見を持ち、声を上げる権利がある」と強く感じていました。そして、地元の選挙でユースカウンスルの推進や若者に重点を置いている候補者を応援したいと思い、選挙運動を行った際に、この規定に引っかかるため、おとなの方に注意を受けました。未成年であるという理由だけで選挙運動が制限されることはまるで、当時の私は“この社会の一員ではない”と言われているようで、疑問、自分は罪に問われるのではないかという恐怖、怒りを感じ、この裁判に参加しました。

この2年間で、私は高校生活を送り、多くの人と出会い、フィリピンでの4ヶ月留学生活も経験しました。さまざまな価値観や社会のあり方に触れる中で、自分の考え方も変化した部分があります。しかし、この裁判の根本にある問いについては、今でも変わらない思いを持っています。

それは、「年齢だけを理由に、若者の政治的な意見表明の機会を制限することは本当に正当なのか」という問いです。

今は高校を卒業し、投票の権利も選挙運動の権利もありますが、だからこそ、なぜ未成年者が選挙運動をしてはいけないのかこの問への気持ちは増しています。私が高校生の時は校則の問題や学校環境に対するあらゆる問題の当事者でした。ですが、今は卒業し、大学進学に向けて準備をしている段階です。今できるからいいではなく、当事者だからこそ、言えたことがあります。今でも、自分が選挙運動をできていたら選挙の結果や地域の議論に影響を与えたかもしれない。そう思っています。

また、フィリピンでの生活は、年齢問わず自己主張する権利の大切さを学びました。語学学校では、さまざまな国籍や年代の人々と共同生活を送りました。10代から30代以上の人々まで、それぞれ異なる価値観や生活習慣を持っていましたが、年齢の上下だけで意見の価値が決まることはありませんでした。互いを尊重し、対話を重ねながら問題を解決していくことが、共同生活において重要でした。

私は、これは選挙にも通じることだと考えています。年齢によって置かれた状況や抱える課題は異なります。だからこそ、未成年者にしか語れない経験や意見があるはずです。

さらに、この裁判を通じて多くの仲間とも出会いました。原告の皆さんをはじめ、18歳未満の子どもを持つ地方議員の方々、同じ思いで傍聴に来てくださった若者たち、そして未来の世代のために応援して下さる多くの大人たちです。私は、そのような方々の思いも胸に、この場に立っています。

かつてこの法律が成立した際、国会では「本当に未成年者本人に刑罰を科す必要があるのか」という趣旨の問題提起もなされました。**私も同じ疑問**を抱いています。表現の自由が守られてこそその民主主義です。今まで裁判を通して議論を重ねてきましたが、やはり、なぜ僕たち原告はあの時、言論すら排除されてしまったのか答えは見つかりません。

未成年者を政治参加から遠ざけ、意見表明の機会を制限することは、本当に民主主義にかなうのでしょうか。

裁判所には、若者の声にも真摯に耳を傾けていただき、公正で合理的な判断を示していただくことを願っています。